

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）									
根拠条項	同法第6条第1項									
許認可等の種類	長期優良住宅建築等計画の認定									
法令の定め	第6条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。									
審査基準	北海道長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第2条（別紙のとおり）									
標準処理期間	<table border="0"> <tr> <td>総期間</td> <td>35日（7）日</td> <td rowspan="4" style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">（ ）内は建築基準法第6条第1項 第1～3号建築物以外</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>4日（2）日</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日（ ）日</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>31日（5）日</td> </tr> </table>	総期間	35日（7）日	（ ）内は建築基準法第6条第1項 第1～3号建築物以外	経由機関	4日（2）日	協議機関	日（ ）日	処分機関	31日（5）日
総期間	35日（7）日	（ ）内は建築基準法第6条第1項 第1～3号建築物以外								
経由機関	4日（2）日									
協議機関	日（ ）日									
処分機関	31日（5）日									
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築企画グループ（電話番号：011-204-5577） 各振興局産業振興部建設指導課建築住宅係（電話番号： ） 各総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係（電話番号： ）									
申請先	市町村建築担当課（電話番号： ）									
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築企画グループ（電話番号：011-204-5577） 各振興局産業振興部建設指導課建築住宅係（電話番号： ） 各総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係（電話番号： ）									
備考										

北海道長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱

(認定基準)

- 第2条 計画は、法第6条第1項第1号から第6号までに規定する認定基準に適合するものとする。
- 2 法施行規則第4条に適合し、法施行規則第4条第1号に定める一戸建ての住宅の床面積の合計は75㎡とし、法施行規則第4条第2号に定める共同住宅等の一戸の床面積の合計は55㎡とする。(法第6条第1項第2号関係 住宅の規模)
- 3 良好な景観の形成その他地域における居住環境の維持及び向上に配慮する事項は、次のとおりとする。(法第6条第1項第3号関係 居住環境の維持及び向上に配慮する事項)
- (1) 住宅を建築しようとする地域に、次の各号に掲げる計画が定められている場合は、その計画に適合するものであること。
- ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4第1項各号の計画(地区計画等)
 - イ 景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画
- (2) 住宅を建築しようとする地域に、次の各号に掲げる協定等のうち、別表により知事が指定する協定等が定められている場合は、その協定等に適合するものであること。
- ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条に規定する建築協定
 - イ 景観法第81条第1項に規定する景観協定
 - ウ 市町村の定める条例、要綱等
- (3) 次の各号に掲げる土地の区域内に住宅を建築されるものでないこと。ただし市町村長が長期に渡って存続できると認めた場合はこの限りではない。
- ア 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
 - イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
 - ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
 - エ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域
 - オ 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）									
根拠条項	同法第8条第1項									
許認可等の種類	長期優良住宅建築等計画の変更の認定									
法令の定め	第8条 第6条第1項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。									
審査基準	北海道長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱第2条（別紙のとおり）									
標準処理期間	<table border="0"> <tr> <td>総期間</td> <td>35日（7）日</td> <td rowspan="4" style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">（ ）内は建築基準法第6条第1項 第1～3号建築物以外</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>4日（2）日</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日（ ）日</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>31日（5）日</td> </tr> </table>	総期間	35日（7）日	（ ）内は建築基準法第6条第1項 第1～3号建築物以外	経由機関	4日（2）日	協議機関	日（ ）日	処分機関	31日（5）日
総期間	35日（7）日	（ ）内は建築基準法第6条第1項 第1～3号建築物以外								
経由機関	4日（2）日									
協議機関	日（ ）日									
処分機関	31日（5）日									
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築企画グループ（電話番号：011-204-5577） 各振興局産業振興部建設指導課建築住宅係（電話番号： ） 各総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係（電話番号： ）									
申請先	市町村建築担当課（電話番号： ）									
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築企画グループ（電話番号：011-204-5577） 各振興局産業振興部建設指導課建築住宅係（電話番号： ） 各総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係（電話番号： ）									
備考										

北海道長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱

(認定基準)

- 第2条 計画は、法第6条第1項第1号から第6号までに規定する認定基準に適合するものとする。
- 2 法施行規則第4条に適合し、法施行規則第4条第1号に定める一戸建ての住宅の床面積の合計は75㎡とし、法施行規則第4条第2号に定める共同住宅等の一戸の床面積の合計は55㎡とする。(法第6条第1項第2号関係 住宅の規模)
- 3 良好な景観の形成その他地域における居住環境の維持及び向上に配慮する事項は、次のとおりとする。(法第6条第1項第3号関係 居住環境の維持及び向上に配慮する事項)
- (1) 住宅を建築しようとする地域に、次の各号に掲げる計画が定められている場合は、その計画に適合するものであること。
- ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4第1項各号の計画(地区計画等)
 - イ 景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画
- (2) 住宅を建築しようとする地域に、次の各号に掲げる協定等のうち、別表により知事が指定する協定等が定められている場合は、その協定等に適合するものであること。
- ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条に規定する建築協定
 - イ 景観法第81条第1項に規定する景観協定
 - ウ 市町村の定める条例、要綱等
- (3) 次の各号に掲げる土地の区域内に住宅を建築されるものでないこと。ただし市町村長が長期に渡って存続できると認めた場合はこの限りではない。
- ア 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
 - イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
 - ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
 - エ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域
 - オ 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）
根拠条項	同法第9条第1項
許認可等の種類	長期優良住宅建築等計画の変更の認定
法令の定め	第9条 第5条第3項の規定による認定の申請に基づき第6条第1項の認定を受けた分譲事業者は、同項の認定（前条第1項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。）を受けた長期優良住宅建築等計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅建築等計画」という。）に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定したときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第5条第4項第4号イからハまでに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該譲受人と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第1項の変更の認定を申請しなければならない。
審査基準	設定しない (理由) ・審査基準が法令の定め尽くされているため
標準処理期間	総期間 6日 経由機関 2日 協議機関 日 処分機関 4日
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築企画グループ (電話番号：011-204-5577) 各振興局産業振興部建設指導課建築住宅係 (電話番号：) 各総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係 (電話番号：)
申請先	市町村建築担当課 (電話番号：)
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築企画グループ (電話番号：011-204-5577) 各振興局産業振興部建設指導課建築住宅係 (電話番号：) 各総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係 (電話番号：)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）
根拠条項	第10条第1項
許認可等の種類	長期優良住宅建築等計画の地位の承継の承認
法令の定め	第10条 次に掲げる者は、所管行政庁の承認を受けて、計画の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。
審査基準	設定しない (理由) ・審査基準が法令の定めに尽くされているため
標準処理期間	総期間 6日 経由機関 2日 協議機関 日 処分機関 4日
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築企画グループ (電話番号：011-204-5577) 各振興局産業振興部建設指導課建築住宅係 (電話番号：) 各総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係 (電話番号：)
申請先	市町村建築担当課 (電話番号：)
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築企画グループ (電話番号：011-204-5577) 各振興局産業振興部建設指導課建築住宅係 (電話番号：) 各総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係 (電話番号：)
備考	